

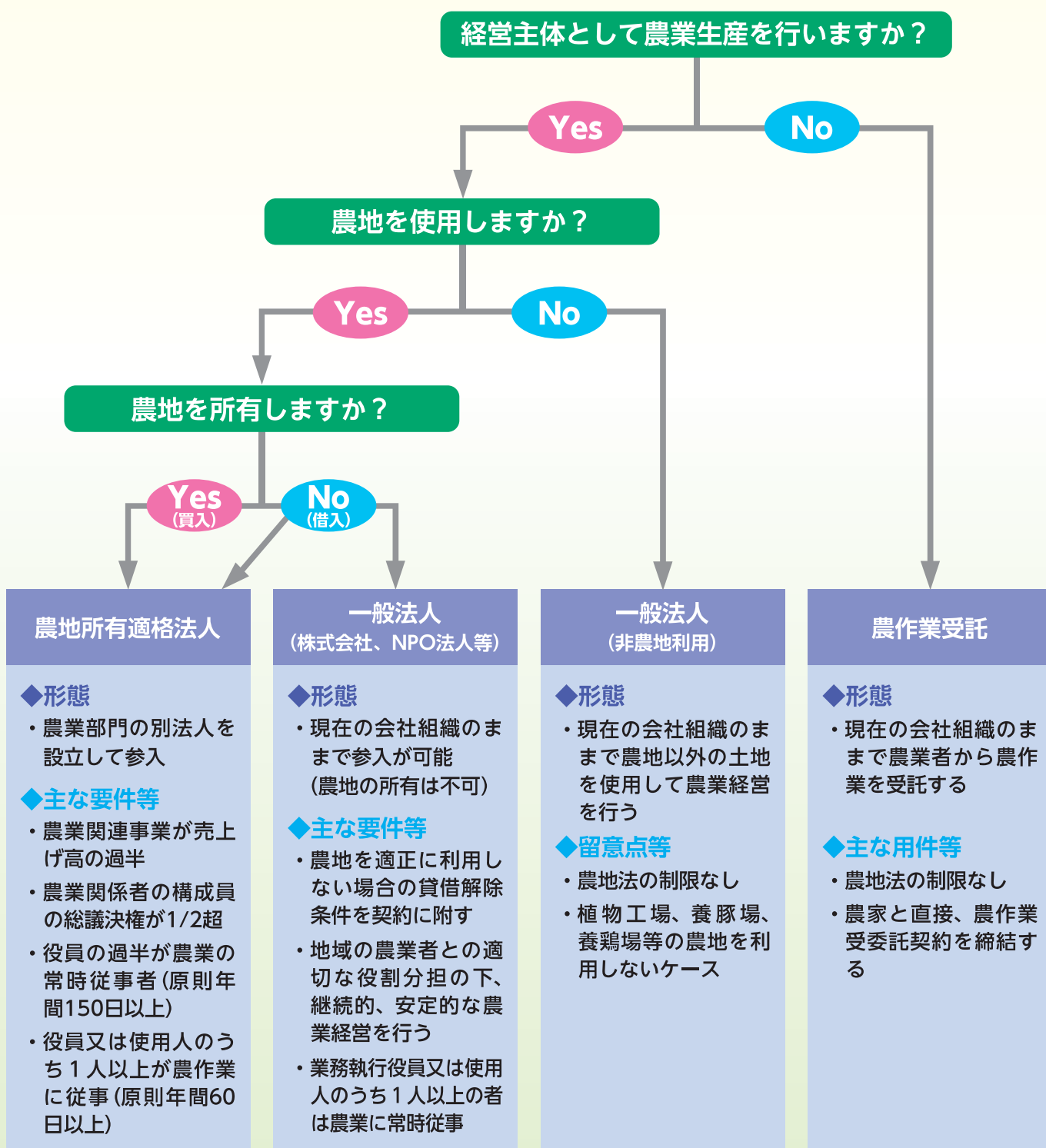
農業参入の手順

1 参入目的の明確化

全国各地で農業分野に進出する企業が増えていますが、「新分野への進出による収益性の向上」や「食品リサイクルネットワークの構築」、更には「耕作放棄地等の解消など地域への貢献」、「社員の福利厚生」など、その目的はまちまちです。

まずは、貴社の「農業参入の目的」を明確にした上で、相談にお越しください。

2 企業の農業参入パターン





農地制度に関する主要要件

農地を使用する農業経営を行う場合、農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づく手続きが必要となります。どちらの場合も農業委員会の許可(又は決定)が必要となります。農地所有者や参入しようとする市町、農業委員会等と相談しながら選択します。

1 基本的な要件(全ての農業者)

(1) 農地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うこと

必要な機械、労働力、技術があると認められることが必要です。

(2) 経営面積が原則50a以上であること

下限面積は、地域の実情に応じて、市町農業委員会が独自に設定しています。

(3) 周辺の農地利用に支障を生じるおそれがないこと

農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があってははいけません。

2 農地所有適格法人以外の法人が農地を借りるための要件

(1) 貸借契約に解除条件が附されていること

農地を適正に利用していない場合に、貸借を解除する旨の条件が契約に附されていることが必要です。(この他、実際の契約書には、撤退時の問題を防止するため、現状回復や費用負担、損害賠償、違約金支払い等の取り決め等を記載することになります)

(2) 地域における適切な役割分担のもと、継続的な農業経営を行うこと

地域における農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決め等を遵守し、継続した営農が見込まれることが必要です。

(3) 業務執行役員又は使用人(農場長等)のうち1人以上が農業に常時従事すること

業務を執行する役員は、会社法上の取締役の他、理事、執行役、支店長等の役職名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者です。また、使用人とは農場長等を指します。業務執行役員又は使用人のうち1人以上が農業に常時従事することが必要です。
※農業に従事とは、営農計画の作成、マーケティング等の企画管理労働も含まれます。

3 農地所有適格法人の要件(農地を買う、借りることが可能)

(1) 法人形態要件

株式会社(公開会社ではないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社

(2) 事業要件

主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む)(売上高の過半)

(3) 構成員要件

【農業関係者】	【農業関係者以外の構成員】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の農業の常時従事者 ・ 農地の権利を提供した者 ・ 基幹的な農作業の委託農家 ・ 農地中間管理機構 ・ 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人 ・ 地方公共団体 ・ 農業協同組合、農業協同組合連合会 	

総議決権の1/2超

総議決権の1/2未満

(4) 役員要件

- ① 役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)である構成員
- ② 役員又は重要な使用人(農場長等)のうち、1人以上が農作業に従事(原則年間60日以上)